

# 厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和4年3月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

## 1. 総括

### (1) 適用状況

- 令和4年3月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,258万人であり、前年同月に比べて、31万人（0.5%）減少している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険(第1号)	2,598,341	40,645,172	24,744,112	15,901,060	318,593
船員以外	2,594,264	40,594,774	24,693,714	15,901,060	318,470
一般男子	・	24,693,280	24,693,280	・	361,448
女子	・	15,901,060	・	15,901,060	251,727
坑内員	・	434	434	・	371,410
(再掲)短時間労働者	39,649	569,166	144,699	424,467	148,938
船員	4,077	50,398	50,398	・	417,641
国民年金	・	21,938,849	7,614,887	14,323,962	・
第1号	・	14,120,556	7,425,038	6,695,518	・
任意加入	・	191,499	71,377	120,122	・
第3号	・	7,626,794	118,472	7,508,322	・
合計	・	62,584,021	32,358,999	30,225,022	・

注：厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

表2 制度別適用状況の推移

	事業所数			被保険者数			標準報酬月額平均		
	令和3年3月末 (千か所)	令和4年3月末 (千か所)	対前年同月比 (%)	令和3年3月末 (千人)	令和4年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和3年3月末 (円)	令和4年3月末 (円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険(第1号)	2,509	2,598	3.5	40,472	40,645	0.4	313,099	318,593	1.8
船員以外	2,505	2,594	3.6	40,421	40,595	0.4	312,974	318,470	1.8
一般男子	・	・	・	24,735	24,693	△ 0.2	355,113	361,448	1.8
女子	・	・	・	15,685	15,901	1.4	246,518	251,727	2.1
坑内員	・	・	・	0	0	△ 5.0	363,829	371,410	2.1
(再掲)短時間労働者	38	40	4.3	530	569	7.4	145,843	148,938	2.1
船員	4	4	△ 1.6	51	50	△ 1.3	412,695	417,641	1.2
国民年金	・	・	・	22,424	21,939	△ 2.2	・	・	・
第1号	・	・	・	14,308	14,121	△ 1.3	・	・	・
任意加入	・	・	・	187	191	2.6	・	・	・
第3号	・	・	・	7,930	7,627	△ 3.8	・	・	・
合計	・	・	・	62,896	62,584	△ 0.5	・	・	・

## (2) 給付状況

- 令和4年3月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,458万人であり、前年同月に比べて、21万人（0.5%）減少している。

表3 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,878,235	15,615,077	14,047,259	486,371	5,714,118	15,410
旧共済組合を除く	35,572,943	15,436,052	13,987,836	484,068	5,649,973	15,014
旧法	662,554	215,525	158,033	27,339	246,978	14,679
新法	34,894,809	15,215,887	13,829,205	455,842	5,393,875	・
（再掲）基礎あり	27,255,651	14,268,947	12,604,364	312,217	70,123	・
基礎または定額あり	26,937,886	14,315,284	12,622,602	・	・	・
基礎繰上げあり	1,991,935	604,047	1,387,888	・	・	・
基礎繰上げなし	24,945,951	13,711,237	11,234,714	・	・	・
基礎及び定額なし	2,107,206	900,603	1,206,603	・	・	・
船員保険（旧法）	15,580	4,640	598	887	9,120	335
旧共済組合計	305,292	179,025	59,423	2,303	64,145	396
旧法	75,295	53,646	1,626	875	18,752	396
新法	229,997	125,379	57,797	1,428	45,393	・
（再掲）基礎あり	181,179	124,504	55,463	1,211	1	・
国民年金計	36,141,945	33,039,019	924,278	2,088,597	90,051	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,246,573	5,180,562	341,927	1,692,902	31,182	・
旧法拠出制	559,555	298,589	220,415	33,194	7,357	・
新法基礎年金	35,582,390	32,740,430	703,863	2,055,403	82,694	・
（再掲）基礎のみ	7,841,379	5,981,460	123,045	1,706,551	30,323	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,687,018	4,881,973	121,512	1,659,708	23,825	・
福祉年金	7	7	・	・	・	・
合計	44,583,357	34,260,652	2,311,710	2,261,540	5,734,045	15,410

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

- 令和4年3月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、50兆円であり、前年同月に比べて、1千億円（0.2%）増加している。

表4 制度別受給者年金総額

(単位：百万円)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,499,626	17,110,380	2,473,740	330,044	5,581,223	4,240
旧共済組合を除く	25,159,776	16,857,964	2,460,935	327,968	5,508,763	4,146
旧法	683,341	333,006	59,685	31,968	254,624	4,057
新法	24,445,569	16,511,492	2,401,043	294,124	5,238,909	・
（別掲）基礎年金	18,582,172	10,091,653	8,157,173	266,418	66,928	・
船員保険（旧法）	30,866	13,466	206	1,876	15,229	89
旧共済組合計	339,851	252,415	12,805	2,075	72,461	94
旧法	134,548	110,714	758	1,214	21,767	94
新法	205,303	141,701	12,047	861	50,694	・
（別掲）基礎年金	134,441	92,717	40,717	1,006	1	・
国民年金計	24,499,661	22,392,120	215,148	1,801,245	91,149	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,774,218	3,202,430	78,258	1,465,383	28,147	・
旧法拠出制	229,753	146,642	50,731	29,136	3,244	・
新法基礎年金	24,269,908	22,245,478	164,417	1,772,109	87,905	・
（再掲）基礎のみ	5,397,390	3,861,402	27,923	1,476,043	32,022	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,544,465	3,055,788	27,527	1,436,247	24,903	・
福祉年金	3	3	・	・	・	・
合計	49,999,290	39,502,502	2,688,888	2,131,288	5,672,372	4,240

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。
2. 年金総額には一部停止額を含む。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

表5 制度別受給者状況の推移

	受給者数			年金総額		
	令和3年3月末 (千人)	令和4年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和3年3月末 (億円)	令和4年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険(第1号) 計	35,815	35,878	0.2	255,715	254,996	△ 0.3
旧共済組合除く	35,482	35,573	0.3	251,904	251,598	△ 0.1
旧法	774	663	△ 14.4	8,037	6,833	△ 15.0
新法	34,690	34,895	0.6	243,512	244,456	0.4
船員保険(旧法)	18	16	△ 12.2	355	309	△ 13.1
旧共済組合 計	333	305	△ 8.3	3,811	3,399	△ 10.8
旧法	87	75	△ 13.6	1,586	1,345	△ 15.2
新法	246	230	△ 6.4	2,225	2,053	△ 7.7
国民年金 計	35,961	36,142	0.5	243,212	244,997	0.7
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	7,506	7,247	△ 3.5	48,962	47,742	△ 2.5
旧法抛出处	681	560	△ 17.8	2,780	2,298	△ 17.4
新法基礎年金	35,280	35,582	0.9	240,432	242,699	0.9
(再掲) 基礎のみ	7,950	7,841	△ 1.4	54,500	53,974	△ 1.0
(再掲) 基礎のみ共済なし	6,825	6,687	△ 2.0	46,182	45,445	△ 1.6
福祉年金	0	0	△ 30.0	0	0	△ 25.0
合 計	44,792	44,583	△ 0.5	498,928	499,993	0.2

注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

2. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額である。

3. 人数の合計は、厚生年金保険(第1号)と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。

4. 年金総額には一部停止額を含む。

5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金総額である。

6. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

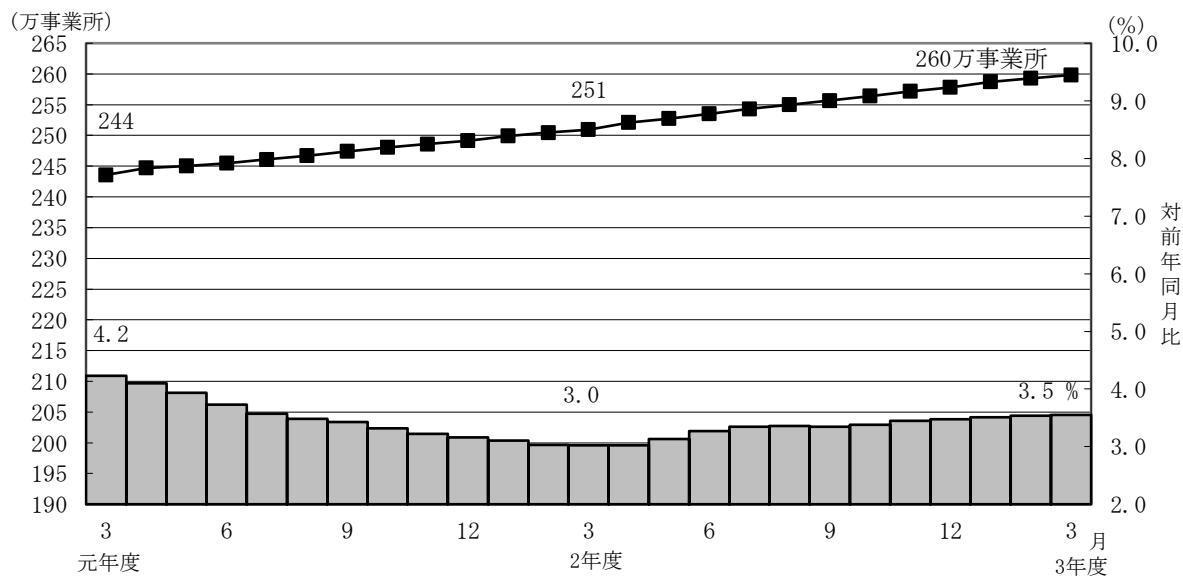
8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

## 2. 厚生年金保険

### (1) 適用状況

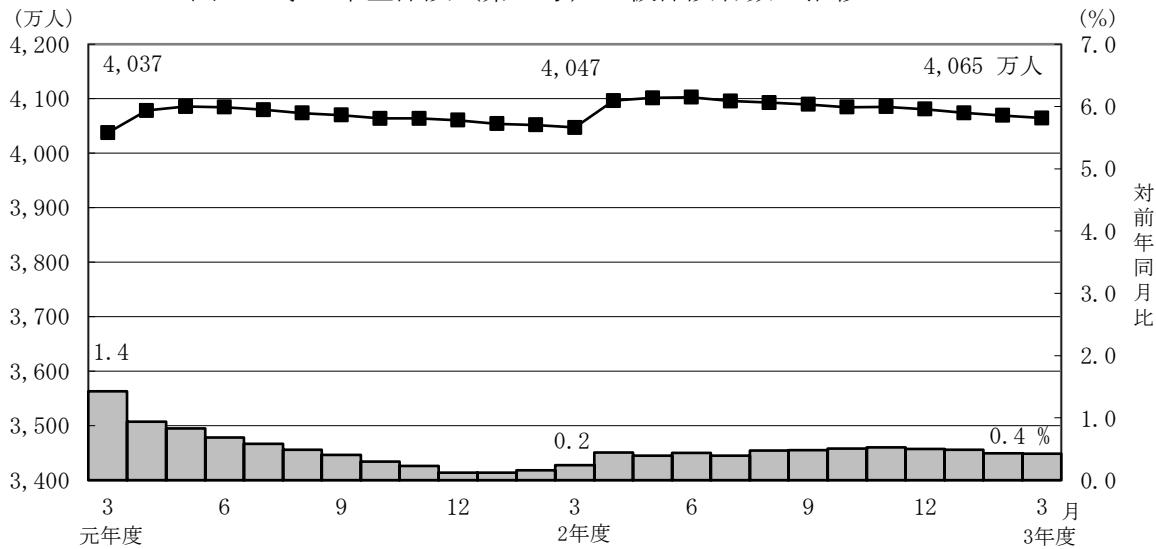
- 令和4年3月末の厚生年金保険(第1号)の適用事業所数は260万事業所であり、前年同月に比べて9万事業所(3.5%)増加している。

図1 厚生年金保険(第1号) 適用事業所数の推移



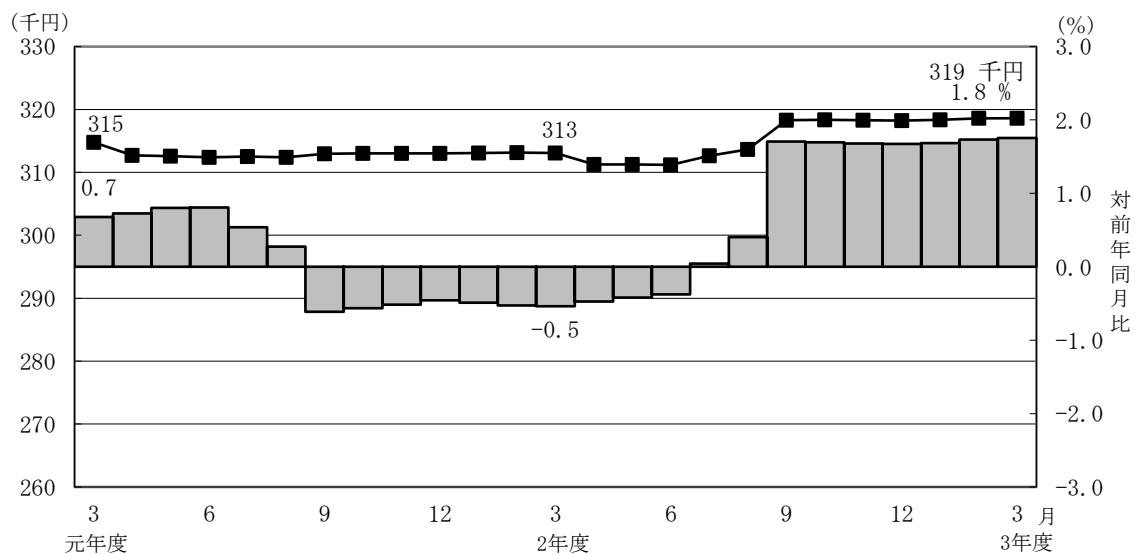
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,065万人となっており、前年同月に比べて17万人（0.4%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,469万人（対前年同月比4万人、0.2%減）、女子が1,590万人（対前年同月比22万人、1.4%増）、坑内員が4百人（対前年同月比23人、5.0%減）、船員が5万人（対前年同月比7百人、1.3%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額平均は、31万8,593円となっており前年同月に比べて1.8%増加している。内訳をみると、一般男子は36万1,448円（対前年同月比1.8%増）、女子は25万1,727円（対前年同月比2.1%増）、坑内員は37万1,410円（対前年同月比2.1%増）、船員が41万7,641円（対前年同月比1.2%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

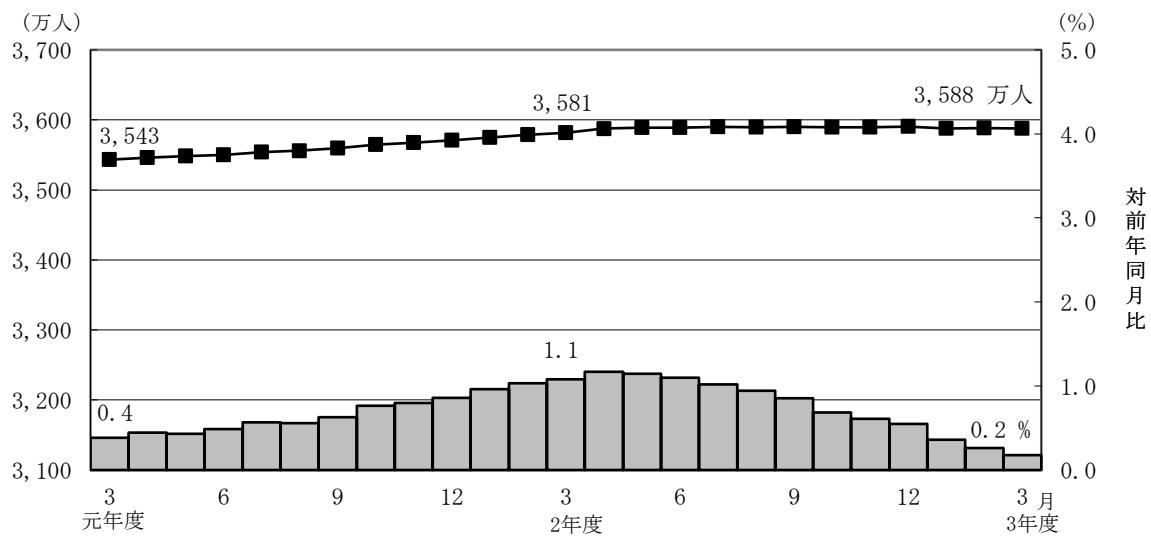


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は8万事業所、賞与支給被保険者数は300万人、標準賞与額の平均は25万4,678円となっている。

(2) 給付状況

- 令和4年3月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,588万人（旧法厚年分66万人、新法厚年分3,489万人、旧法船保分2万人、旧共済分31万人）で、前年同月に比べて6万人（0.2%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,966万人（旧法厚年分37万人、新法厚年分2,905万人、旧法船保分5千人、旧共済分24万人）で、前年同月に比べて1万人（0.0%）減少している。
- 障害給付の受給者数は49万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分46万人、旧法船保分9百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（3.8%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は573万人（旧法厚年分26万人、新法厚年分539万人、旧法船保分9千人、旧共済分6万人）で、前年同月に比べて6万人（1.1%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移



- 令和4年3月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、14万5,665円となっている。

- 令和4年3月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は15万人となっている。

表6 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当・25年未満	計	老齢相当	通老相当・25年未満	計	老齢相当	通老相当・25年未満
令和3年10月	41,045	24,666	16,379	25,351,448	22,173,535	3,177,913	51,471	74,913	16,169
11月	39,888	24,188	15,700	25,014,531	21,947,853	3,066,678	52,260	75,616	16,277
12月	37,404	22,703	14,701	23,509,513	20,638,367	2,871,146	52,377	75,755	16,275
令和4年1月	34,486	20,926	13,560	21,762,157	19,122,938	2,639,220	52,587	76,153	16,219
2月	32,835	20,099	12,736	21,077,534	18,587,179	2,490,356	53,494	77,065	16,295
3月	31,337	19,226	12,111	20,102,403	17,738,251	2,364,152	53,458	76,885	16,267

	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当・25年未満	計	老齢相当	通老相当・25年未満	計	老齢相当	通老相当・25年未満
令和3年10月	156,093	148,902	7,191	20,558,397	19,894,690	663,707	10,976	11,134	7,691
11月	157,483	150,155	7,328	20,499,970	19,834,488	665,482	10,848	11,008	7,568
12月	157,342	150,066	7,276	20,502,826	19,841,619	661,207	10,859	11,018	7,573
令和4年1月	155,588	148,669	6,919	20,347,828	19,715,181	632,647	10,898	11,051	7,620
2月	152,996	146,432	6,564	20,082,335	19,478,655	603,680	10,938	11,085	7,664
3月	151,968	145,609	6,359	19,985,950	19,400,391	585,559	10,960	11,103	7,674

表7 厚生年金保険（第1号）受給者状況の推移

		受給者数			年金総額		
		令和3年3月末 (千人)	令和4年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和3年3月末 (億円)	令和4年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号）	計	35,815	35,878	0.2	255,715	254,996	△ 0.3
老齢年金	計	15,530	15,615	0.6	172,010	171,104	△ 0.5
	旧共済組合除く	15,333	15,436	0.7	169,165	168,580	△ 0.3
	旧法	263	216	△ 18.1	4,136	3,330	△ 19.5
	新法	15,064	15,216	1.0	164,862	165,115	0.2
	船員保険（旧法）	6	5	△ 19.5	167	135	△ 19.4
	旧共済組合	196	179	△ 8.9	2,845	2,524	△ 11.3
	新法	63	54	△ 14.7	1,318	1,107	△ 16.0
通算老齢年金 ・25年未満	計	14,147	14,047	△ 0.7	24,856	24,737	△ 0.5
	旧共済組合除く	14,084	13,988	△ 0.7	24,716	24,609	△ 0.4
	旧法	197	158	△ 19.7	742	597	△ 19.5
	新法	13,886	13,829	△ 0.4	23,971	24,010	0.2
	船員保険（旧法）	1	1	△ 22.6	3	2	△ 22.3
	旧共済組合	63	59	△ 6.1	140	128	△ 8.5
	新法	2	2	△ 17.5	9	8	△ 18.6
障害年金	計	468	486	3.8	3,221	3,300	2.5
	旧共済組合除く	466	484	3.9	3,198	3,280	2.6
	旧法	29	27	△ 7.3	346	320	△ 7.5
	新法	435	456	4.7	2,832	2,941	3.9
	船員保険（旧法）	1	1	△ 7.2	20	19	△ 7.5
	旧共済組合	3	2	△ 8.6	23	21	△ 10.2
	新法	1	1	△ 10.1	14	12	△ 11.3
遺族年金	計	5,652	5,714	1.1	55,581	55,812	0.4
	旧共済組合除く	5,582	5,650	1.2	54,779	55,088	0.6
	旧法	268	247	△ 7.7	2,768	2,546	△ 8.0
	新法	5,304	5,394	1.7	51,847	52,389	1.0
	船員保険（旧法）	10	9	△ 7.8	164	152	△ 7.3
	旧共済組合	70	64	△ 8.7	802	725	△ 9.7
	新法	21	19	△ 10.2	243	218	△ 10.6
通算遺族年金	計	18	15	△ 12.4	48	42	△ 11.7
	旧共済組合除く	17	15	△ 12.4	47	41	△ 11.7
	旧法	17	15	△ 12.5	46	41	△ 11.8
	船員保険（旧法）	0	0	△ 9.0	1	1	△ 8.2
	旧共済組合	0	0	△ 9.8	1	1	△ 12.1
	旧法	0	0	△ 9.8	1	1	△ 12.1

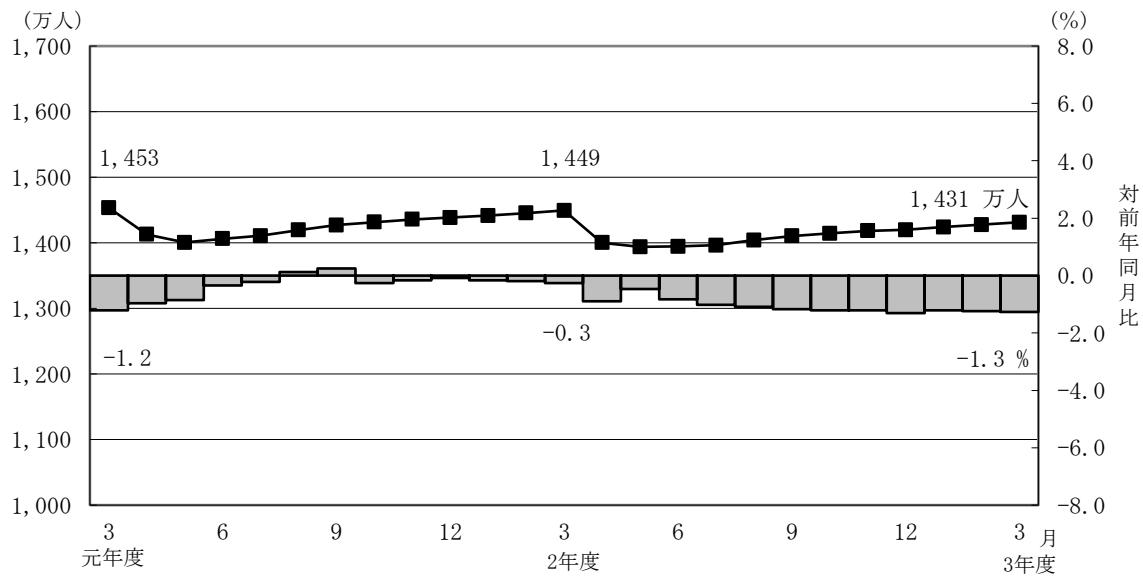
- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。
3. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
4. 年金総額には一部停止額を含む。
5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金総額である。

### 3. 国民年金

#### (1) 適用状況

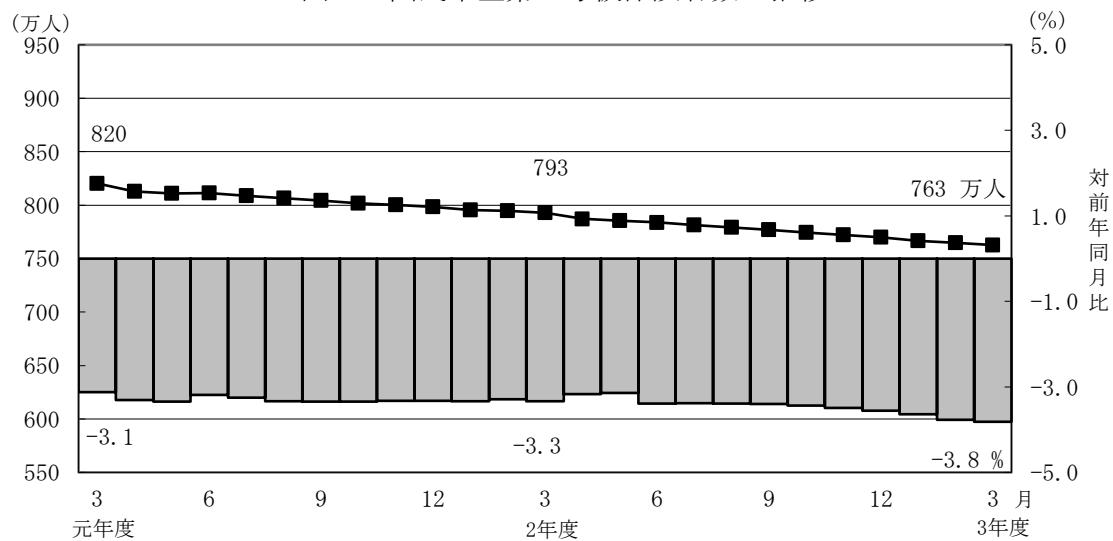
- 令和4年3月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,431万人となっており、前年同月に比べて18万人（1.3%）減少している。内訳をみると、男子は750万人（対前年同月比8万人、1.1%減）、女子は682万人（対前年同月比10万人、1.4%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は763万人となっており、前年同月に比べて30万人（3.8%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比1千人、0.8%増）、女子は751万人（対前年同月比30万人、3.9%減）となっている。

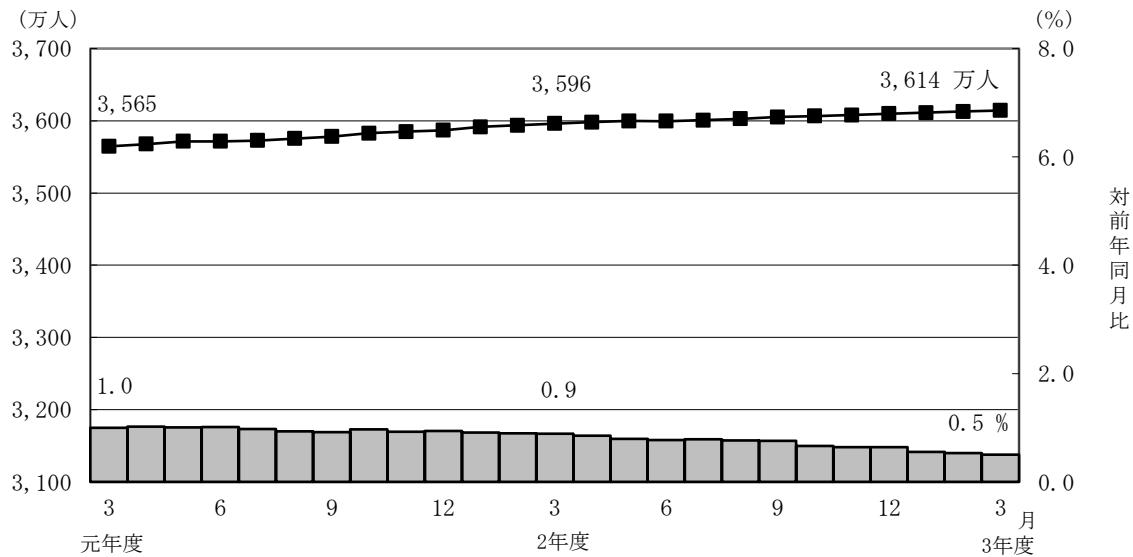
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



(2) 給付状況

- 令和4年3月末の国民年金受給者数は3,614万人（旧法拠出制56万人、基礎年金3,558万人）で、前年同月に比べて18万人（0.5%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,396万人（旧法拠出制52万人、基礎年金3,344万人）で、前年同月に比べて13万人（0.4%）増加している。
- 障害給付の受給者数は209万人（旧法拠出制3万人、基礎年金206万人）で、前年同月に比べて5万人（2.5%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制7千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて1千人（1.4%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和4年3月末で5万6,479円となっている。  
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万4,628円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、3月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が5百人となっており、繰上げ受給率は4.4%である。なお、令和2年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.5%となっている。

表8 国民年金受給者状況の推移

	受給者数			年金総額			
	令和3年3月末 (千人)	令和4年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和3年3月末 (億円)	令和4年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)	
国民年金 計	35,961	36,142	0.5	243,212	244,997	0.7	
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	7,506	7,247	△ 3.5	48,962	47,742	△ 2.5	
老齢年金 ・25年以上	計	32,904	33,039	0.4	222,529	223,921	0.6
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	5,426	5,181	△ 4.5	33,388	32,024	△ 4.1
	旧法拠出制	364	299	△ 18.1	1,799	1,466	△ 18.5
	新法基礎年金	32,540	32,740	0.6	220,730	222,455	0.8
	(再掲) 基礎のみ (再掲) 基礎のみ共済なし	6,133 5,062	5,981 4,882	△ 2.5 △ 3.6	39,442 31,589	38,614 30,558	△ 2.1 △ 3.3
通算老齢年金 ・25年未満	計	928	924	△ 0.4	2,148	2,151	0.2
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	389	342	△ 12.1	891	783	△ 12.1
	旧法拠出制	272	220	△ 18.9	627	507	△ 19.0
	新法基礎年金	656	704	7.2	1,521	1,644	8.1
	(再掲) 基礎のみ (再掲) 基礎のみ共済なし	118 117	123 122	4.1 3.9	267 264	279 275	4.5 4.3
障害年金	計	2,037	2,089	2.5	17,613	18,012	2.3
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	1,659	1,693	2.0	14,404	14,654	1.7
	旧法拠出制	36	33	△ 8.7	320	291	△ 8.8
	新法基礎年金	2,001	2,055	2.7	17,294	17,721	2.5
	(再掲) 基礎のみ (再掲) 基礎のみ共済なし	1,669 1,623	1,707 1,660	2.3 2.3	14,474 14,084	14,760 14,362	2.0 2.0
遺族年金	計	91	90	△ 1.4	923	911	△ 1.2
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	31	31	△ 0.8	281	281	0.3
	旧法拠出制	8	7	△ 7.3	35	32	△ 8.4
	新法基礎年金	83	83	△ 0.9	887	879	△ 0.9
	(再掲) 基礎のみ (再掲) 基礎のみ共済なし	30 24	30 24	0.9 1.4	317 245	320 249	1.1 1.6

- 注1. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及びその者の当該年金の年金総額である。
2. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。
3. 年金総額には一部停止額を含む。
4. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
5. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。